

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
研究活動における不正行為への対応等に関する規程

平成 28 年 4 月 1 日
所 内 規 程 第 58 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の職員（期間を限って雇用される常時勤務を要しない職員及び臨時に勤務する職員を含む。以下「職員」という。）による研究活動における不正行為の防止を図ること及び不正行為が発生した場合における措置等に関し必要な基本的事項を定めその迅速かつ適正な解決に資することを目的とする。

(不正行為の定義)

第 2 条 「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によらない過誤によるものについては不正行為に含まないものとする。

- 一 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん：研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(対象者)

第 3 条 研究所の全ての職員を対象とする。

(行動規準及び遵守事項)

第 4 条 職員は、次の各号に掲げる事項を行動規準として、研究活動又は研究を支える活動を行わなければならない。

- 一 不正行為を行わないこと。
 - 二 不正行為に加担しないこと。
 - 三 周りの者に対して不正行為をさせないこと。
- 2 職員は、知り得た不正行為を放置してはならない。
- 3 職員は、健全な研究活動を保持し、かつ、不正行為が起こらない研究環境を形成するため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 研究活動に直接従事する職員（以下、「研究者」という。）は、実験方法、実験手順、各種計測データ、実験記録等（以下「研究記録」という。）が個人の私的な記録ではなく、研究所に帰属することを認識し適切に管理する。

- 二 部長、センター長及び研究推進担当首席研究員（以下「部長等」という。）は、研究者の研究記録が適切に管理されていることを確認するとともに研究者に必要な指導を行う。
- 三 研究者は、研究記録のうち、研究成果の第三者による検証可能性を確保できる最低限の情報を記録したものを適切に作成し保管するとともに、これらの研究記録を別途定める方法により研究所に提出する。
- 四 研究所は、前号の研究記録を管理し、一定期間（文部科学省等が示す期間）保管する。また、これらの研究記録を調査照会等必要な場合に開示する。

（不適切行為）

第5条 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成27年1月16日制定）において、研究活動を弱体化させる不適切・無責任な行為として示されている不適切行為については、前条第1項を準用する。この場合、「不正行為」とあるのは、「不適切行為」と読み替えるものとする。

（研究倫理教育）

第6条 研究所は、研究倫理教育責任者を配置し研究倫理教育を実施する。

- 2 職員は、前項の研究倫理教育を受講しなければならない。

（誓約書）

第7条 研究者は、新規に研究を開始する際又は当該研究の研究期間等の変更を行った際、別に定める様式により誓約書を研究所に提出しなければならない。

（不正行為に係る事実関係の説明責任）

第8条 不正行為に係る疑義を生じせしめた職員は、研究所に対し事実関係を誠実に説明する責任を負う。

（不正行為に関する相談・告発）

第9条 所長代理は、不正行為に関する相談や告発を随時受け付ける。告発は原則顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項が記載されているものを受理する。

- 一 不正行為を行ったとする研究者名及び研究課題名
- 二 不正行為の内容等
- 三 不正行為と疑義される科学的理由

なお、匿名による告発があった場合は、告発の内容により、顕名のある告発に準じた対応を行う。また、研究所に関する不正行為の問題が、マスコミ報道や外部の学会等からの指摘又は内部調査によって発覚した場合も同様に対応する。

- 2 所長代理は、前項の告発を受理した場合及び前項なお書き後段の規定に基づく対応を行った場合は、速やかに所長に報告する。
- 3 研究所は、告発したことを理由として、当該告発した者に対して降格、減給その他不利

益な取扱いをしてはならない。

(予備調査の実施)

第10条 所長代理は、不正行為の疑義が生じている研究分野における所内の専門家等の協力を得て予備調査を実施する。告発が、研究所以外の研究活動に関わる場合又は職員以外の者による研究所内での研究活動に関わる場合は、当該研究活動に関する研究機関、又は職員以外の者の属する機関に通報し、必要に応じて協力を得ることとする。

2 所長代理は、前項の予備調査の結果をとりまとめ、所長に報告する。

(本調査の実施及び研究不正調査委員会の設置等)

第11条 所長は、予備調査により当該告発が事実ではなく、本調査を実施しないと判断した場合は、その旨を、告発者に通知し、告発で指摘された不正行為がないことを説明する。

2 所長は、予備調査の結果、本調査を実施すると決定した場合は、その旨を理由とともに告発者へ通知し、速やかに外部専門家を含めた研究不正調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、本調査を実施する。本調査を実施するか否かの決定は、告発を受理した後、30日以内を目処に行うものとする。

3 本調査を実施すると決定した場合、所長は、告発者及び不正行為の疑義を受けた者（以下「被告発者」という。）に対し本調査を実施することを通知し、通知後30日以内を目処に本調査を開始するものとする。

4 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、研究記録等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング等により行う。

また、告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、委員会が再調査などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合又は被告発者の申出に基づき委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間、機器、経費等について合理的に必要と判断される範囲内において、委員会の指導・監督の下にこれを行う。

(被告発者からの弁明聴取)

第12条 委員会は、被告発者の弁明を聴取しなければならない。ただし、本調査の過程で被告発者の自認があるなど必要性がないことが明らかな場合には、弁明の聴取を省略することができる。

2 被告発者は、当該不正行為に係る疑義がないことを説明する場合は、当該研究活動が科学的に適正な方法に則って行われたことを示して弁明しなければならない。

(不正行為の認定)

第13条 委員会は、本調査の開始から150日以内を目処として本調査の調査結果を別紙の項目により取りまとめ、物的・科学的根拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為か否かの認定を行い、所長に報告する。

(配分機関への報告等)

第14条 外部資金に関する不正行為について本調査を実施すると決定した場合、所長は、外部資金を配分する機関（以下「配分機関」という。）にその旨を報告しなければならない。

2 所長は、本調査の調査結果を配分機関に報告しなければならない。また、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

(告発者等への通知)

第15条 所長は、本調査の調査結果を直ちに告発者及び被告発者に通知する。

(不服申立て)

第16条 被告発者は、本調査の調査結果に不服があるときは、調査結果の通知を受けた日から10日以内に所長に対して不服申し立てを行うことができる。不服申し立ての審査は委員会が行う。

2 委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定する。再調査を行わないと委員会が決定した場合、所長は、処分の手続きを取る。

(不正行為の認定結果に基づく措置)

第17条 所長は、不正行為が認定された場合、以下の措置を講ずる。

一 独立行政法人労働者健康安全機構職員就業規則第61条の規定に基づき設置された懲戒委員会の審査を経て、不正行為の認定を受けた者（以下「不正認定者」という）の懲戒処分を決定すること。

二 委員会の報告に基づき、調査結果を速やかに公表すること。

三 不正認定者には、研究所の指示する期間、内外の競争的研究資金を含め研究費（研究機器等の維持に要する費用を除く）の使用を禁止すること。

四 不正認定者には、当該不正行為に関連し既に使用した研究費について、その全部又は一部を返還させること。

五 不正認定者には、当該不正行為に関連した論文等の取り下げを勧告すること。

六 当該不正認定者に関係する部長等に管理責任があると認められるときは、各就業規程及び懲戒規程に照らし別途必要な措置を講ずること。

2 所長は、不正行為が認定されなかった場合、必要に応じ以下の措置を講ずる。

一 不正行為の事実がないことの全職員への通知及び直接の説明（必要に応じて公表する）を行うこと。

二 事実ではない不正行為の告発を受けた者に対する不利益を回復し、発生を防止する具体策の実施並びに名誉回復にかかる措置（必要に応じて公表する）を講ずること。

三 事実ではない不正行為の告発を受けた者への精神面も含めた支援の実施

四 その他告発以前の状況を回復するために必要な措置を講ずること。

(悪意に基づく告発に対する措置)

第18条 研究所は、必要な調査を行った結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）に基づくものであったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分その他必要な措置を講ずることがあるものとする。

(守秘義務)

第19条 本規程に基づく告発の受理、予備調査、本調査等の業務に従事した者は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(留意事項)

第20条 研究所は、不正行為の対応及び措置に関し、予備調査又は本調査に協力する者が不利益を受けることのないよう十分に配慮すること。

2 職員は、不正行為の調査等について協力すること。

3 研究所は、研究所の職員の係わる告発に関し、他の機関から調査の要請を受けた場合は、これに誠実に協力すること。

4 配分機関が、研究所に対し、外部資金に関する調査を実施することとなった場合は、研究所はこれに誠実に協力すること。

(細則への委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関する細則」で定める。

附 則 (平成27年3月3日制定)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月15日改正)

この規程は、平成27年12月15日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日制定)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

調査結果の項目

1 経緯・概要

- (1) 発覚の時期及び契機（「告発」の場合はその内容・時期等）
- (2) 調査に至った経緯等

2 調査

- (1) 調査体制
- (2) 調査内容
 - ①調査期間
 - ②調査対象（対象者・対象研究活動・対象経費）
 - ③調査方法・手順
 - ④研究不正調査委員会の構成（氏名・所属を含む）、開催日時・内容等

3 調査の結果

- (1) 認定した不正行為の種別（捏造・改ざん・盗用等）
- (2) 不正行為に係る研究者
 - ①不正行為に関与したと認定した研究者（氏名・所属・役職）
 - ②不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名・所属・役職）
- (3) 不正行為が行われた研究課題
 - ①研究課題名・研究期間
 - ②交付決定額
 - ③研究代表者氏名（所属・役職）
 - ④研究分担者及び連携研究者氏名（所属・役職）
- (4) 不正行為の具体的な内容
 - ①手法
 - ②内容
 - ③不正行為と認定した研究活動に対して支出された運営費交付金又は競争的資金等の額及びその使途
- (5) 調査を踏まえた研究機関としての結論と判断理由

4 研究機関がこれまで行った措置の内容

5 不正行為の発生要因と再発防止策

- (1) 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む）
- (2) 再発防止策